



夫婦共同扶養の場合における被扶養者認定について

短期給付係
(082)513-4957

夫婦共同扶養の場合における被扶養者の認定について、取扱いが次のとおり変更になりました。詳しくは、令和3年9月9日付けの通知文を御確認ください。

適用時期：事実発生日が令和3年8月1日以降から適用します。



変更点① 組合員が育児休業等を取得したとき

組合員が育児休業（産前産後休暇を含む。以下「育児休業等」という。）を取得した場合、年間収入の逆転や扶養手当の認定替えの有無を問わず、特例的に被扶養者を異動しない（認定を継続する）ことができるようになりました。

（例）組合員が子を出産した。組合員の方が配偶者よりも収入が多いため、出生時点での扶養手当及び被扶養者証は組合員に認定された。その後、組合員は育児休業を取得した時点で配偶者と収入が逆転し、扶養手当の認定を配偶者に切り替えた。

これまで 扶養手当の認定替えに伴い、被扶養者証の認定も配偶者に異動（認定の取消）をしなければならない。

**事実発生日が
令和3年8月1日から**

【特例的な取扱い】収入の逆転により扶養手当の認定替えがあっても、特例的に被扶養者を異動しない（認定を継続する）ことができる。

※ 特例を適用せず、原則どおり収入の多い配偶者に認定替えをすることも可能です。

変更点② 提出書類

夫婦共同扶養の被扶養者認定（又は取消）において、次の場合は必要な書類が追加になりました。通常の提出書類と併せて、忘れずに提出してください。

被扶養者を認定するとき、配偶者の保険者から「不認定通知」等の交付を受けた場合	交付された「不認定通知」等
収入逆転に伴う認定替えを行う場合	配偶者の保険証の写し (夫婦双方が当支部の組合員の場合は不要)



教育貸付けの申込締切日の特例について

経理貸付係
(082)513-4955

貸付けの申込締切は毎月20日（必着）ですが、**入学費用に係る教育貸付けについてのみ**、1月から3月は貸付月の1日（必着）が締切になります。

【貸付申込スケジュール（令和4年1月～3月貸付分）】

申込締切 （必着）	教育貸付け （入学費用に係るもの）	貸付日
12月20日（月）	1月4日（火）	1月24日（月）
1月20日（木）	2月1日（火）	2月22日（火）
2月21日（月）	3月1日（火）	3月22日（火）



※ 入学費用以外に係る教育貸付けの申込締切は、通常どおり貸付月前月の20日（必着）です。

※ 申込締切日までに提出されても、不備等で審査ができず貸付けができない場合があります。余裕を持って早めにお申し込みください。